

## 答申

### 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成30年7月9日付30障第1607号-2で行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象公文書の開示決定状況

#### (1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）は、「平成29年9月27日付け〇〇市関係者との協議書類」である。

#### (2) 開示決定状況

実施機関は、本件公文書については、個人の氏名、公園の名称、団地の名称、〇〇市職員措置請求書及び住民監査請求の日付が福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして本件決定を行った。

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、以下の2点である。

ア 実施機関が行った本件決定の取消しを求める。

イ 平成29年10月30日付け公文書開示決定について、実施機関に守秘義務違反及び審査請求人の著作権等の侵害を認めることを求める。さらに、審査請求人の侵害された権利の救済を求める。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年10月13日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年10月30日付けで、条例第11条第1項の規定により、公文書開示決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、平成30年7月9日付けで、上記公文書開示決定を取り消した上で、改めて本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

エ 審査請求人は、平成30年8月16日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

オ 実施機関は、平成30年12月20日付けで、福岡県情報公開審査会に対し、上記審査請求の趣旨アについて諮問を行った。

#### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 条例が個人氏名を非開示事由としたのは、個人のプライバシー保護のためである。開示文書に公園や団地の名称、住民監査の日付等が記載されていても、その開示は一般的には個人のプライバシーを侵害することにはならない。
- (2) 仮に監査の日付から個人が特定されるおそれがあったとしても、〇〇市が個人の氏名を法に反して公表している所為であるから、その日時を開示しても県が個人のプライバシーを侵害することにはならないから、条例上開示をなすべきである。
- (3) 公園の名称や団地の名称は個人情報とは無関係であり、これを開示したからと言って、個人が特定されるわけではない。
- (4) したがって、少なくとも公園や団地の名称は開示できるため、部分開示決定を取り消して再度決定をし直すべきである。

#### 5 実施機関の説明要旨

- (1) 開示文書における個人の氏名以外の記述は、特定の個人を識別するものではないが、措置請求等の内容は、〇〇市ホームページ上で一般に公開されているため、当該公開情報と開示文書に記載されている措置請求等の記述を照合することで、氏名以外の団地名、公園名、日付等の記述から個人を特定することが可能である。
- (2) このため、条例第7条第1項第1号に該当し、条例第8条の規定に基づき、措置請求等に係る公開情報と照合しても個人が特定されない範囲で部分開示を行ったものである。

#### 6 審査会の判断

##### (1) 本件公文書の性格及び内容について

本件公文書は、〇〇市内の公園に設置されているトイレが身体障がい者に対応しておらず、福祉のまちづくり条例に違反しているという趣旨の「公益通報」(申出)について、実施機関が〇〇市と協議を行った際に作成された文書であり、当該協議の参加者の役職及び氏名、協議内容、〇〇市の公園に設置されているトイレの詳細、本件申出に係る個人に対する今後の対応、当該個人との面談内容、〇〇市に対する当該個人の働きかけ及び〇〇市の対応等が記載されている。

また、本件非開示部分は、個人の氏名、公園の名称、団地の名称、〇〇市職員措置請求書(住民監査請求を行う際に請求者が提出する請求書)及び住民監査請求の日付である。このうち、個人の氏名以外の部分については、それ単体では特定の個人を識別することができる情報ではないため、当該情報が、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報であるかについて、以下検討を行う。

## (2) 条例第7条第1項第1号本文該当性について

### ア 条例第7条第1項第1号本文の趣旨

本号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害する恐れがあるものを非開示とすることを定めたものである。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識別することができる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手しうる情報が含まれる。特別な調査をしなければ入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。

### イ 条例第7条第1項第1号本文該当性の判断

地方自治法第242条第4項では、「監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない」と規定されており、〇〇市は住民監査請求監査の結果をホームページ上で公表している。

この〇〇市が公表している住民監査請求監査の結果を確認したところ、実施機関の主張のとおり、個人が行った住民監査請求の結果についても公表されており、その中で個人の氏名、公園の名称、団地の名称、〇〇市職員措置請求書及び住民監査請求の日付が公表されていた。

したがって、〇〇市の住民監査請求の結果は一般人が通常入手しうる情報であると認められ、当該情報と本件文書を照合することで、本件公文書に記載された特定の個人が識別されることとなる。

よって、公園の名称、団地の名称、〇〇市職員措置請求書及び住民監査請求の日付は条例第7条第1項第1号本文に該当する。

## (3) 条例第7条第1項第1号ただし書イ該当性について

### ア 条例第7条第1項第1号ただし書イの趣旨

本号ただし書イは、個人情報に該当する場合であっても、「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しく、本号の非開示情報か

ら除くこととしたものである。

「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

また、「公にされ」とは、当該情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である必要はない。

#### **イ 本号ただし書イ該当性の判断**

前述のとおり、個人の氏名、公園の名称、団地の名称、〇〇市職員措置請求書及び住民監査請求の日付は、〇〇市のホームページ上で、住民監査請求監査の結果として公表されている。

しかし、本件公文書は、実施機関と〇〇市の関係者との協議の概要を記載した資料であり、〇〇市のホームページ上で公表されている住民監査請求監査の結果と同一の情報であるとは認められない。

したがって、たとえ本件公文書に記載されているものと同じ個人の氏名、公園の名称、団地の名称、〇〇市職員措置請求書及び住民監査請求の日付が、〇〇市のホームページ上で公表されている住民監査請求の結果に記載されているとしても、法令及び条例の規定又は慣行として公にされているとは言えず、本号ただし書イには該当しない。

#### **(4) 条例第7条第1項第1号ただし書ロ～ニ該当性について**

本件非開示部分が、本号ただし書ロ～ニに該当しないことは明らかである。

#### **(5) 審査請求人のその他の主張について**

審査請求人はその他種々主張しているが、当審査会は、実施機関の行った公文書の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。